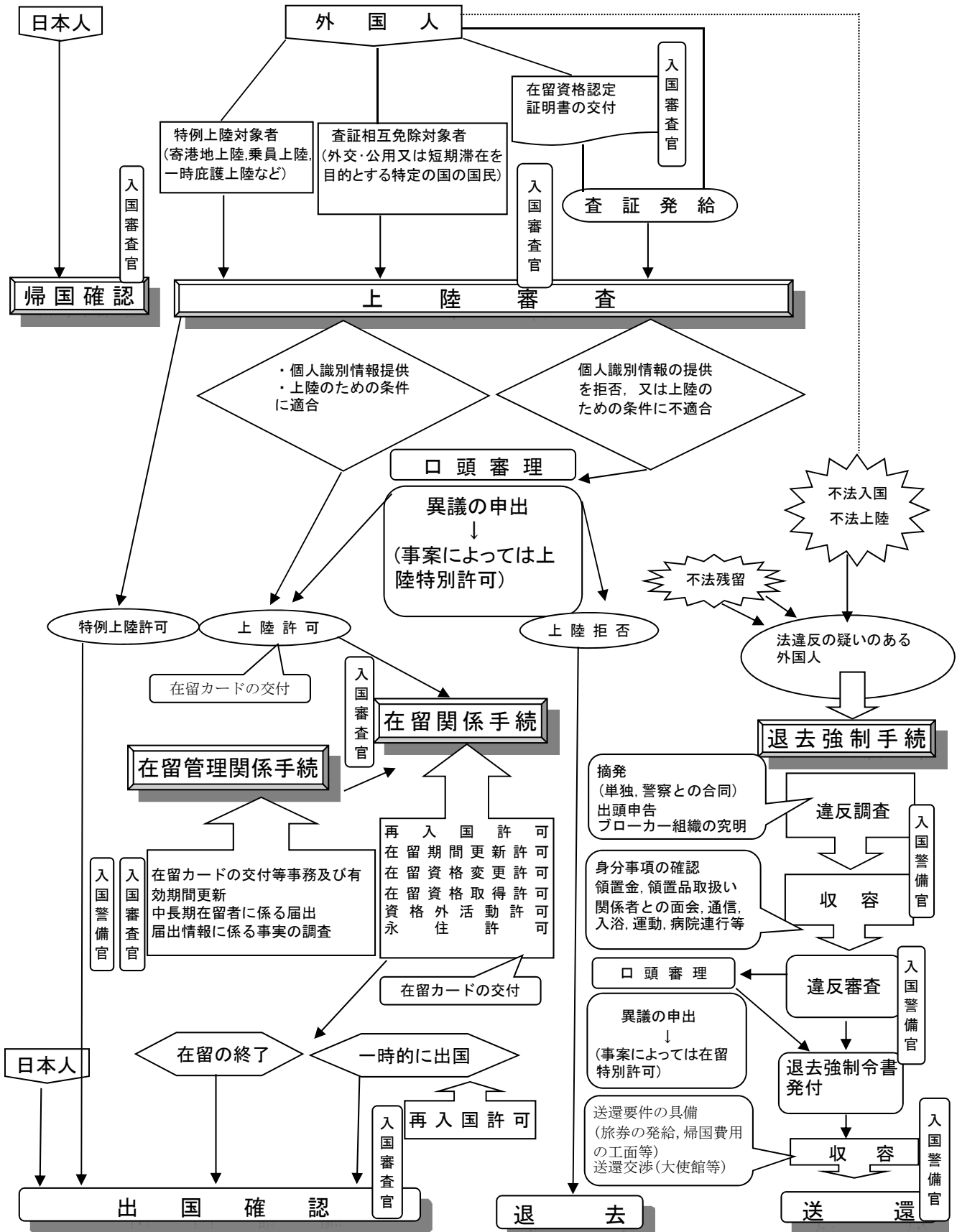


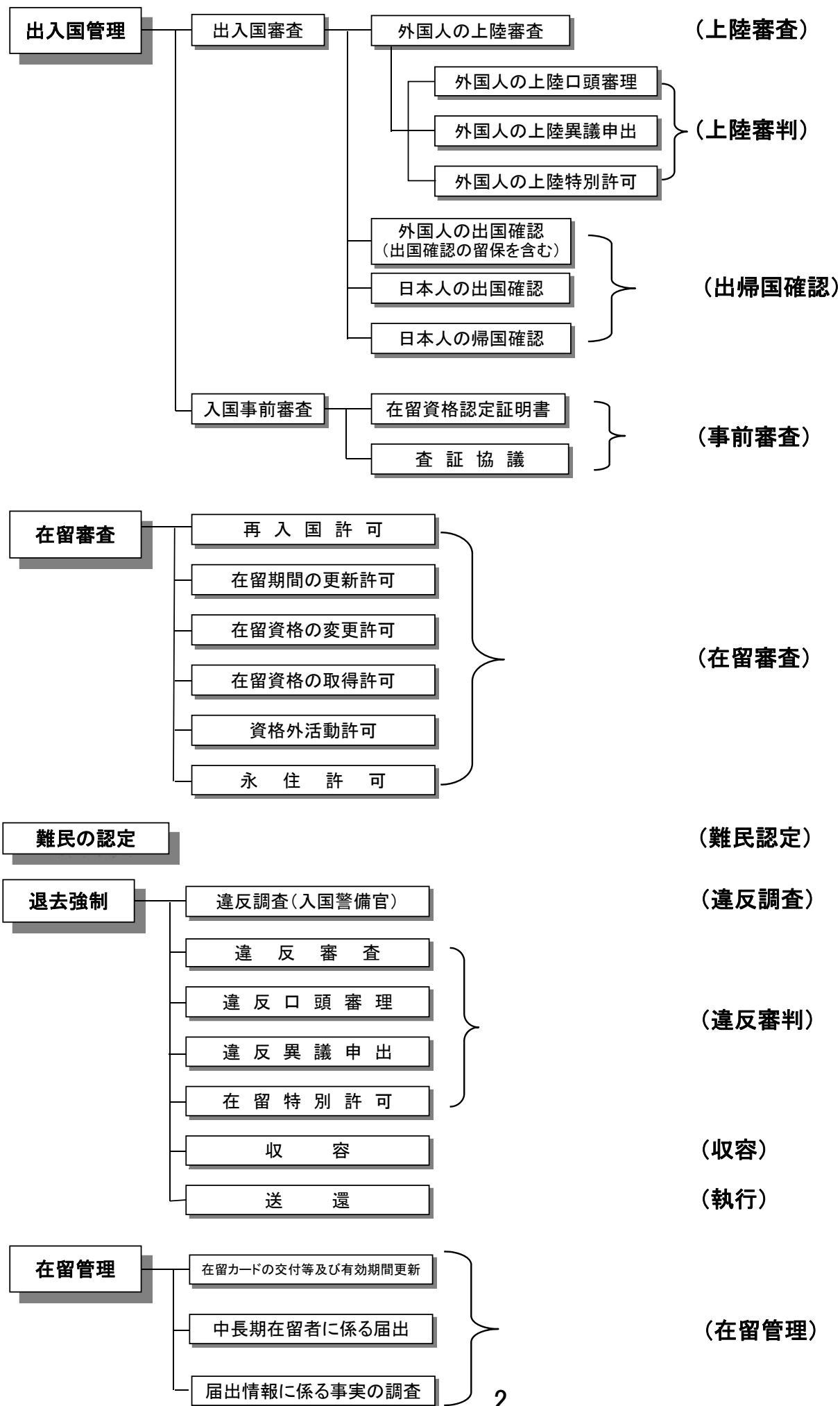
関係府省提出資料

通番	ヒアリング事項	府省名	ページ
36	C I Q業務権限の都道府県への移譲（1件）	法務省	1～12
		財務省	—
		農林水産省	13～24
		厚生労働省	25～35
18	鳥獣捕獲許可等の市町村への移譲（3件）	環境省	36～42
22	市町村策定の創業支援事業計画認定権限の都道府県への移譲（3件）	総務省	43～47
		経済産業省中小企業庁	
54	地域産業資源活用事業計画の認定権限等の都道府県への移譲（7件）	経済産業省中小企業庁	48～55
1	一部に国県道を含んで都市計画決定された市町村道に係る変更権限の市町村への移譲（1件）	国土交通省	—
42	町村の都市計画に係る都道府県同意の廃止（2件）	国土交通省	—
3	開発許可の技術的細目に係る条例の自由度の拡大（1件）	国土交通省	—
41	開発行為の許可権限の希望する市への移譲（3件）	国土交通省	—

出入国管理業務図解



2 入国管理局の業務の種類



1 出入国審査事務

空港・海港における外国人の上陸審査 … 入国審査官

外国人が我が国に上陸するためには、有効な旅券で日本国領事官等の査証（査証については、二か国間の協定によって、短期滞在等特定の入国目的にあっては相互に免除される場合がある。）を受けたものを所持し、出入国港（出入国に利用する海港又は空港として法令で定めるもの）において入国審査官に対し、上陸の申請をしてその審査を受けるとともに、指紋及び顔写真といった個人識別情報を提供し（特別永住者、16歳未満の者及び外交、公用目的の者等については免除される。）、その所持する旅券に上陸許可の証印を受けなければならない。

入国審査官は、①上陸しようとする外国人が有効な旅券及び査証を有しているかどうか、②本邦において行おうとする活動が虚偽のものでなく、在留資格のいずれかに該当するか否か（在留資格該当性）及び一部の在留資格については更に上陸審査基準に適合するか否か（基準適合性）、③外国人が本邦に在留しようとする期間が個々の在留資格ごとに定める在留期間に適合するか、④上陸拒否事由（過去における入管法違反、規制薬物使用、売春、銃剣類不法所持、刑事犯罪の経歴など）に該当していないかどうか等上陸のための法定の要件を備えているか否かについて提供を受けた個人識別情報を活用し個別に審査を行い、上陸のための条件に適合していると認定したときには、在留資格及び在留期間を決定し、その外国人の旅券に上陸許可の証印を行う。

入国目的等に疑義がある外国人に対する口頭審理 … 特別審理官

上記の入国審査官による上陸審査の結果、個人識別情報の提供を義務付けられているにもかかわらず提供を拒んだ外国人、又は、上陸のための条件に適合しているとの認定に至らなかった外国人については、すべて特別審理官に引き渡された上で速やかに口頭審理が実施されることとなっている。特別審理官は入国審査官であって一定の職務経験を有するものの中から法務大臣が個別に指名する。口頭審理においては、必要に応じて外国人又はその代理人に対して証拠の提出を求めたり、証人に対して尋問を行う等慎重な手続を実施し、改めて当該外国人が個人識別情報の提供を義務付けられている者か否か、あるいは上陸のための条件に適合しているか否かの認定を行う。

口頭審理の結果、個人識別情報を提供し、あるいはその提供を免除される者であることが確認され、かつ、上陸のための条件に適合している旨の認定をした場合は、在留資格及び在留期間を決定してその外国人の旅券に上陸許

可の証印を行う。

他方、個人識別情報の提供を拒んだ者が、その提供義務を免除された者ではない旨の認定をした場合は、その旨を本人に通知して、本邦からの退去命令を出すこととされている。また、個人識別情報を提供し、あるいはその提供義務が免除される者であることが確認できた者であっても、上陸のための条件に適合していない旨の認定をした場合は、その旨を本人に通知して、認定に服するか、又は法務大臣への異議の申出をするかどうかを確認し、認定に服したときは本邦からの退去命令を出すこととされている。

乗員等を対象とした特例上陸許可のための審査 …入国審査官

一般的な上陸許可のほか、休養、買物、通過等の一時的な用務のために短期間の上陸を希望する乗員・乗客を対象として、寄港地上陸の許可、通過上陸の許可又は乗員上陸の許可を与え、あるいは人道的な見地から、緊急上陸の許可、遭難上陸の許可又は一時庇護のための上陸の許可を与えることがあり、これらをまとめて特例上陸許可と総称している。入国審査官は船舶・航空機の長又は運送業者等からの申請に基づき、旅券又は乗員手帳の有効性の確認、上陸拒否事由に該当していないかどうか等の法定の要件を審査することとしている。

なお、入国審査官は、これら特例上陸許可にかかる審査においても必要と認められるときは、個人識別情報の提供を求めることができるとされている。近年、増加している大型クルーズ船で上陸する乗客に対しては、厳格化を維持しつつ、円滑かつ迅速に入国審査を行う観点から、個人識別情報のうち指紋のみ提供を求めた上で、寄港地上陸の許可を行うことで対応している。

在留資格認定証明書の交付に関する審査 …入国審査官

上陸手続の簡素化と効率化を図るため、上陸審査のうちその中心をなす在留資格該当性及び基準適合性について事前に審査を行うものとして、在留資格認定証明書の交付に関する審査がある。

これは、就労、勉学・研修、同居などの目的により長期間にわたって我が国に在留することを希望する外国人又はその受入れ機関である企業・団体、教育機関などが、その予定する活動内容に関する立証資料を地方入国管理局に提出し、審査を受けた結果、在留資格認定証明書の交付を受けた場合は、本国等の在外公館において比較的迅速に査証の発給が受けられ、また、空港・海港での入国審査官による上陸審査も円滑に行われるという利点がある。

外国人の出国の確認 … 入国審査官

我が国から出国する外国人は、乗員を除きその者が出国する出入国港において、入国審査官から確認を受けなければならないこととされており、入国審査官は、これらの外国人の出国を確認する事務を行っている。また、出国する外国人が入管法上の規定に該当する者（死刑、無期又は長期3年以上の懲役又は禁固に当たる罪につき訴追されている外国人等）である旨関係機関から通報を受けているときは、24時間に限り当該外国人の出国の確認を留保することができる。

日本人の出国及び帰国の確認 … 入国審査官

日本人の出国及び帰国についても、公正な出入国管理を確保する観点から、出入国港において、入国審査官からそれぞれ出国又は帰国の確認を受ける必要がある。

2 在留審査事務**在留の許可に関する審査 … 入国審査官**

我が国に入国し在留する外国人は、入管法の在留資格制度の下でその在留目的に応じて、入管法に定めるいずれかの在留資格及びこれに対応する在留期間を付与されることが原則となっている。すなわち、在留外国人は在留資格及び在留期間の範囲内での活動と居住が認められることになっており、この制度の下において合法的に在留する外国人の管理を行うことが在留資格審査事務である。

この事務は、6種類の許可（在留資格取得許可、在留資格変更許可、在留期間更新許可、資格外活動許可、永住許可及び再入国許可）に関する審査に分かれている。このうち「在留資格変更許可」は、留学生が我が国の企業に就職する場合など、在留活動に変更が生じた後も引き続き在留を希望する場合にその申請に基づき許可されるものであり、「在留期間更新許可」は、留学生の進級や雇用契約の更新など引き続き同じ在留資格の下で認められた活動に従事することを希望する場合にその申請に基づき許可されるものである。また「再入国許可」は、本国への里帰りや第三国への海外旅行など、一時的な用務により我が国と外国を往来しようとする外国人からの申請に基づき許可されるものであり、この許可を受けることで改めて査証を取得する必要がなく、また、再入国時の上陸手続も比較的容易となるなど、外国人の負担が軽減される。なお、平成24年7月9日施行の「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に

関する特例法の一部を改正する等の法律」（以下「入管法等改正法」という。）により、1年以内に再入国をする場合の再入国許可手続を原則として不要とするみなし再入国許可制度が導入された。

これら在留関係諸許可の審査に当たっては、外国人の活動が入管法に定める在留資格のいずれかに該当するといった在留資格該当性に関する審査のほか、生活状況、事業状況、納税状況等の在留状況についても確認している。

また、外国人が虚偽申請等の不正な手段により上陸許可や在留許可を受けていたことが判明した場合、外国人が一定期間在留活動を行わない場合等については、在留資格を取り消すこととなる。なお、入管法等改正法の施行により、90日以上新たな住居地の届出をしないことや虚偽の届出を行ったこと等が新たに取消事由に追加された。

特別永住許可関係手続 …入国審査官

このほか、在留資格審査事務の一として、平成3年11月1日から施行された入管特例法に基づき、平和条約の発効（昭和27.4.28）により日本国籍を離脱した者等特定の在日韓国・朝鮮人及び台湾人について特別永住許可を与える事務を行っている。

3 退去強制関係事務

入管法違反者の摘発・違反調査 …入国警備官

入管法に規定する退去強制事由（不法入国，不法上陸，不法残留などの入管法違反者，刑事犯罪により一定の刑に処せられた者，薬物犯罪者，売春関与者等）に該当すると思料する外国人があるときは，その外国人について入国警備官による違反調査が開始される。違反調査とは，入管法に違反し退去強制事由に該当する疑いのある外国人を発見し，その身柄を確保するとともに，違反事実の有無を明らかにするために関係資料を収集する活動であり，入国警備官が自ら現認した場合のほか，一般人や関係機関からの通報，外国人本人からの申告などを端緒として開始されることになる。

違反調査の多くは，裁判官の令状（臨検，搜索，押収）を得て摘発を実施しており，外国人が不法就労活動に従事していると思われる事務所・工場あるいは外国人の居宅に入国警備官が赴き，退去強制事由に該当しているかどうかを現場で調査するとともに容疑者の身柄を確保している。なお，摘発については，入管が単独で実施するだけでなく，警察との合同摘発を積極的に実施している。

入管法違反者に対する違反審判 … 入国審査官，特別審理官

入国警備官による違反調査の後，入国審査官に引き渡されて速やかに違反審査が開始される。違反審査ではその外国人が退去強制事由のいずれかに該当するかどうかについて認定が行われ，その認定に不服がある場合や認定に不服がなくとも引き続き我が国に在留することを希望する場合には，外国人の請求によって特別審理官による口頭審理に移行することとなる。

特別審理官による口頭審理では入国審査官の認定に誤りがないかどうかの判定が行われ，その判定に不服がある場合や判定に不服がなくとも引き続き我が国に在留することを希望する場合には，法務大臣に異議の申出を行うことができ，法務大臣の裁決を経て最終的にその者を強制退去させるかどうかを決定することとなっている（いわゆる「三審制」）。

法務大臣の裁決は，このように入国審査官の認定及び特別審理官の判定に服さず異議の申出をした者について行われるものであるが，この場合，法務大臣は「異議申出に理由がない」と認めるときでも，その者の在留を特別に許可すべき事情があると認めるときは，在留を許可することができる（在留特別許可）。この許可は裁決の特例であって，法務大臣の自由裁量に委ねられているものと解されている。

収容令書又は退去強制令書の発付を受けた外国人の収容 … 入国警備官

入国警備官は，退去強制事由に該当すると思料される外国人の身柄を確保するために，主任審査官（上級の入国審査官で法務大臣が定めるものとされ，入国審査官である地方入国管理局の局長及び次長並びに地方入国管理局の支局長及び次長等をいう。）の発付する収容令書に基づき，その者を収容することができる（やむを得ない事由があると認めるときは，30日に限り延長することが可能）と決められている。ただし，逃亡のおそれがなくかつ退去強制手続に支障を来すおそれがないと認められる場合には，本人やその関係者の請求又は主任審査官の職権により仮放免することができ，仮放免に当たっては保証金を納付させ，住居及び行動範囲の制限，呼出に対する出頭義務などの条件を付することができる。

また，退去強制と決定したときは，送還できるまでの間，該当者を収容した上で国外へ退去強制している（特に送還を忌避する者や帰国旅費を所持しない者については，国費による送還を行うなど早期送還に積極的に対処している。）。

なお，地方入国管理局及び同支局には収容令書の執行を受けた者を収容する収容場が付設されており，また，退去強制令書の執行を受けた者を送還す

るため、これらの者を収容する入国者収容所として、東日本入国管理センター、西日本入国管理センター、大村入国管理センターの3か所が設置されている。

4 難民認定関係事務

難民の地位に関する条約等への加入に伴う法改正（昭和56年法律第86号）により、難民（難民の地位に関する条約第1条の規定又は難民の地位に関する議定書第1号の規定により難民条約の適用を受ける難民）の認定等は法務大臣が行うものとされ、その事務は法務省入国管理局及び地方入国管理局が分掌することとなった。

難民認定等の事務は、難民の認定、難民の認定の取消し、難民の認定又はその取消しに関する処分を行うための事実の調査、難民旅行証明書の交付及びその返納命令等である。

また、難民認定手続の公正性・中立性をより高める観点から、第三者を異議申立ての審査手続に関与させる難民審査参与員制度が設けられ、法務大臣の難民不認定処分等に係る異議申立てに対する決定は、難民審査参与員の意見を聴いた上で行うこととされている。

5 在留管理関係事務

在留カードの交付 …入国審査官

成田空港、羽田空港、中部空港及び関西空港の入国審査官は、旅券に上陸許可の証印をするとともに、上陸許可によって中長期在留者(注)となった外国人に対し在留カードを交付する。その他の出入国港において、上陸許可を受け中長期在留者となった外国人については、後日、在留カードが作成された後、中長期在留者に送付されることとなる。

また、地方入国管理官署において在留資格変更許可等の在留許可を行う場合には、入国審査官は、旅券に許可証印を押印することなく、新しい在留カードを交付することとなる。

(注) 中長期在留者とは、次のいずれにも当たらない外国人を指す。

- ① 「3月」以下の在留期間が決定された人
- ② 「短期滞在」の在留資格が決定された人
- ③ 「外交」、「公用」の在留資格が決定された人
- ④ ①から③の外国人に準じるものとして法務省令で定める人
- ⑤ 特別永住者
- ⑥ 在留資格を有しない人

在留カードの再交付及び有効期間更新 …入国審査官

中長期在留者は、在留カードが紛失、盗難、滅失、著しい汚損又は毀損等

した場合には、地方入国管理官署に再交付申請を行うこととなっており、申請があった場合には、入国審査官は、在留カードを作成し交付することとなる。

また、在留カードには有効期間があり、永住者以外の者については在留期間満了日まで、永住者以外の者であって16歳未満の者については在留期間満了日又は16歳の誕生日のいずれか早い日まで、永住者については在留カード交付日から7年を経過する日まで、永住者であって16歳未満の者は16歳の誕生日までとなっている。有効期間が在留期間満了日となっている者については、在留期間更新許可等に併せて新しい在留カードが交付されることとなるが、それ以外の者については、有効期間満了前に地方入国管理官署に在留カードの有効期間更新申請を行うこととなっており、その申請に対し入国審査官は新しい在留カードを作成し交付することとなる。

中長期在留者に係る届出 …入国審査官

中長期在留者は、氏名、生年月日、性別若しくは国籍・地域（以下「氏名等」という。）を変更した場合又は配偶者の死亡、所属機関の変更等在留資格に影響し得る事情が発生した場合は、法務大臣に対しその旨を届け出ることとされており、入国審査官は、届出を受理するとともに、氏名等の変更が届け出られた場合には、変更内容を反映した在留カードを作成し交付することとなる。

また、中長期在留者が所属する機関には、中長期在留者の受入れの開始及び終了その他受入れの状況に関する事項を地方入国管理官署に届け出る努力義務が課されている。

なお、中長期在留者の住居地の届出については、市町村の長を経由して法務大臣に対し届け出ることとなっており、その手続は、市町村の窓口で行われる。

届出情報に係る事実の調査 …法務事務官，入国審査官，入国警備官

法務大臣は、中長期在留者に関する情報の継続的な把握のために必要があるときは、その職員に届出情報について事実の調査をさせることができ、入国審査官又は入国警備官は、必要に応じ関係者に対する質問や公務所・公私の団体に対する照会等を行うことができるとされている。

また、届出情報の正確性・最新性を確認するため、中長期在留者からの届出情報と所属機関からの届出情報の突合や現地に赴いての実地調査を行うこととしている。